



株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価結果を公表します。

オリックス銀行株式会社

サステナビリティファイナンス・フレームワーク

据置



発行体／借入人	オリックス銀行株式会社
評価対象	オリックス銀行株式会社 サステナビリティファイナンス・フレームワーク

評価の概要

オリックス銀行株式会社は1993年に山一信託銀行株式会社として設立された大手銀行。1998年にオリックスグループに入り、オリックス信託銀行株式会社と商号変更、現商号へは2011年10月に変更している。

オリックスグループは、2019年9月に「オリックスグループ サステナビリティポリシー¹」を策定している。同ポリシーの実践により、オリックスグループが新たな価値を創造する企業として、長期的なオリックスグループの成長と社会に貢献することを目指している。

オリックス銀行は、オリックスグループに属する金融機関として、持続可能な社会に貢献していくために、多様なステークホルダーとの対話を通じて社会からの要請を的確に把握し、事業を通じて社会課題に取り組むことをサステナビリティ方針として定めている。サステナビリティ方針の中には、オリックス銀行が取り組むべき重点課題（マテリアリティ）が特定されており、オリックス銀行が定

¹ 「オリックスグループ サステナビリティポリシー」 [orix_sustainability_policy.pdf](#)

めたサステナビリティファイナンス・フレームワークで定義される適格プロジェクトはマテリアリティと密接に結びついている。

今般の評価対象は、オリックス銀行がサステナビリティファイナンス²に関する資金調達のために策定した、サステナビリティファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。JCRは、本フレームワークが「グリーンボンド原則³」、「ソーシャルボンド原則⁴」「サステナビリティボンドガイドライン⁵」、「グリーンボンドガイドライン⁶」及び「ソーシャルボンドガイドライン⁷」に適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって規制ではないことから、如何なる拘束力を持つものでもないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照してJCRでは評価を行う。

JCRでは、2022年1月25日に、オリックス銀行のサステナビリティファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）に対して、サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価“SU1(F)”を公表した。

オリックス銀行では、サステナビリティファイナンスによって調達した資金を、あらかじめ定めた適格クライテリアを満たすグリーンプロジェクト及び/又はソーシャルプロジェクトに対するファイナンス又はリファイナンスに充当する予定である。JCRは、資金使途の対象はいずれも環境改善効果及び/又は社会的便益があると評価している。

今般のレビューは、オリックス銀行がグリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクトを追加するべく、本フレームワークを更新したことを受けて行うものである。

JCRは、いずれの変更についても引き続き環境改善効果又は社会的便益を有するものであると評価している。

ファイナンスの管理・運営体制及びプロセスについても、前回評価時と同様、適切に資金管理される予定であり、かつ透明性が高いことを確認した。また、ファイナンスのレポートングについても、前回評価時と同様、開示内容等が適切である旨を確認した。

以上のレビューの結果、本フレームワークについて、JCRサステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1(F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU1(F)”とした。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンドガイドライン」、「グリーンボンドガイドライン」及び「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

² 本件においてサステナビリティファイナンスとは、グリーンボンド及びサステナビリティボンドを指す。

³ ICMA "Green Social Bond Principles 2025"

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/green-bond-principles-gbp/>

⁴ ICMA "Social Bond Principles 2025"

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/social-bond-principles-sbp/>

⁵ ICMA "Sustainability Bond Guidelines 2021"

<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/sustainability-bond-guidelines-sbg/>

⁶ 環境省 「グリーンボンドガイドライン 2024年版」 <https://www.env.go.jp/content/000062348.pdf>

⁷ 金融庁 「ソーシャルボンドガイドライン 2021年版」 <https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

目次

■ レビュー事項

■ レビュー内容

1. 調達資金の使途（適格クライテリア）
2. 資金使途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

■ レビュー結果（結論）

レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

1. 調達資金の使途（適格クライテリア）

サステナビリティファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途は適切であるか。

2. 資金使途の選定基準とプロセス

サステナビリティファイナンスを通じて実現しようとする目標、サステナビリティプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスについて、引き続き適切に運用されているか。

3. 調達資金の管理

サステナビリティファイナンスによって調達された資金が、確実にサステナビリティプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

4. レポートニング

サステナビリティファイナンスに係るレポートニング体制につき、引き続き適切に整備され、運用されているか。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティについて、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

レビュー内容

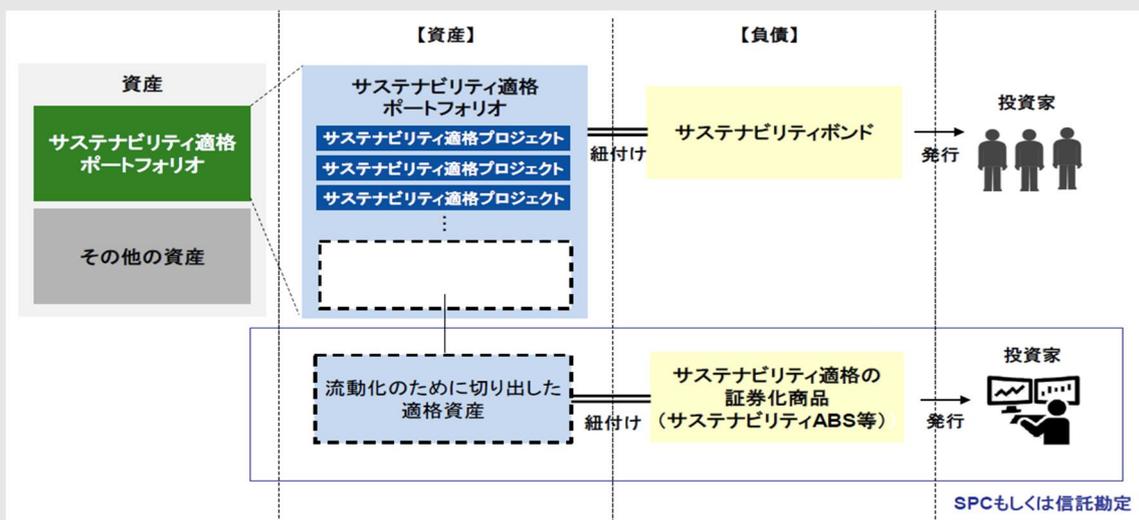
I. 調達資金の使途（適格クライテリア）

オリックス銀行では、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下の通り定めている（太字及び下線を施している部分が今般の変更点）。

資金使途にかかる本フレームワーク

2.1 調達資金の使途

サステナビリティボンドの発行による手取り金を、サステナビリティ適格ポートフォリオに充当します。サステナビリティ適格ポートフォリオは6つの事業区分のサステナビリティ適格プロジェクトへの投融資で構成されています。また、流動化したサステナビリティ適格プロジェクトについては、サステナビリティ適格ポートフォリオから除外しますが、サステナビリティ適格プロジェクトを裏付け資産とする証券化商品はサステナビリティ/グリーン/ソーシャル適格となります。



用語	定義
サステナビリティ適格プロジェクト	2.1の1) 表1「サステナビリティ適格クライテリア」を満たすプロジェクト
サステナビリティ適格ポートフォリオ	サステナビリティ適格プロジェクトによる調達資金を充当するサステナビリティ適格プロジェクトへの投融資の集合
サステナビリティ適格の証券化商品	調達額の全部または一部が、サステナビリティ適格ポートフォリオへのファイナンスに充当される社債
流動化のために切り出した適格資産	サステナビリティ適格プロジェクトを裏付け資産とする証券化商品

1) サステナビリティボンドの資金使途

サステナビリティボンドの発行手取り金を、サステナビリティ適格ポートフォリオに充当します。サステナビリティ適格ポートフォリオはサステナビリティ適格クライテリアを満たす 6 つの事業区分への投融資で構成されています。サステナビリティ適格クライテリアについては下表をご参照ください。サステナビリティ適格クライテリアに関する文言は、適格性基準とともに定期的に見直され、改訂されます。なお、改訂の際には外部評価機関による検証が必要です。

サステナビリティ適格クライテリアの枠組みでは新規投融資又は既存投融資のリファイナンスが可能です。なお、流動化したサステナビリティ適格プロジェクトはサステナビリティ適格ポートフォリオから除外します。

表 1： サステナビリティ適格クライテリア

■グリーン適格クライテリア

事業区分	適格クライテリア	適格カテゴリー
A) 省エネ性能の高い住宅系建築物やグリーンビルディング認証を取得済みまたは取得予定の住宅系建築物の建設・新規取得等への投融資（含む投資用不動産ローン）	以下の評価を 1 種類以上得た、または得る予定の住宅系建築物の建設、新規取得等 <ul style="list-style-type: none"> ・ ZEH、Nearly ZEH、ZEH Ready、ZEH Oriented / ZEH-M、Nearly ZEH-M、ZEH-M Ready、ZEH-M Oriented ・ ZEH+、Nearly ZEH+ ・ BELS（平成 28 年（2016 年）度基準） ★5 ・ BELS(令和 6 年（2024 年）度基準） <ul style="list-style-type: none"> －再生可能エネルギー設備がある住宅： レベル 6 / レベル 5 / レベル 4 / レベル 3 －再生可能エネルギー設備が無い住宅： レベル 4 / レベル 3 ・ CASBEE-建築・不動産・戸建・自治体版 S/A/B+ ・ 認定低炭素住宅 	エネルギー効率 グリーンビルディング
B) 太陽光・水力・バイオマス・風力を含む再生可能エネルギー事業への投融資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電施設の開発・建設・運営事業 ・ 水力発電施設の開発・建設・運営事業（発電容量が 25MW 以下） ・ バイオマス発電施設の開発・建設・運営事業（持続可能な原料または廃棄物に限る） ・ 風力発電施設の開発・建設・運営事業 	再生可能エネルギー

C) サーキュラーエコノミーに資する分野の企業やプロジェクトへの投融資	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル工場（例：金属・プラスチック・紙 等）の建設・運営・アップグレード リサイクル事業（例：金属・プラスチック・紙 等）を行う企業の買収ファイナンスサポート 	汚染防止および管理
D) 脱炭素のための設備・構造改革関連投融資	<ul style="list-style-type: none"> 30%を超える CO₂ 排出量の削減に寄与する機器・設備の導入 	エネルギー効率
E) 環境負荷低減に配慮した非住宅系建築物（物流施設・倉庫・オフィス・ホテル等）の建設・新規取得等への投融資	<p>以下の評価を 1 種類以上得た、または得る予定の非住宅系建築物（物流施設・倉庫・オフィス・ホテル等）の建設、新規取得等</p> <ul style="list-style-type: none"> CASBEE-建築・不動産・<u>自治体版</u> S/A/B+ BELS（平成 28 年（2016 年）度基準）★5 BELS（令和 6 年（2024 年）度基準） <ul style="list-style-type: none"> - 非住宅：工場・事務所・学校等 レベル 6 / レベル 5 <ul style="list-style-type: none"> ◇ - 非住宅：ホテル・百貨店・病院・飲食店・集会所等 レベル 6 / レベル 5 / レベル 4 LEED 認証（v4 以降）Platinum/Gold/Silver DBJ Green Building 認証 ★5/★4/★3 BREEAM 認証（v6 以降）Outstanding/Excellent/Very good ZEB/Nearly ZEB/ZEB Ready/ZEB Oriented 	エネルギー効率 グリーンビルディング

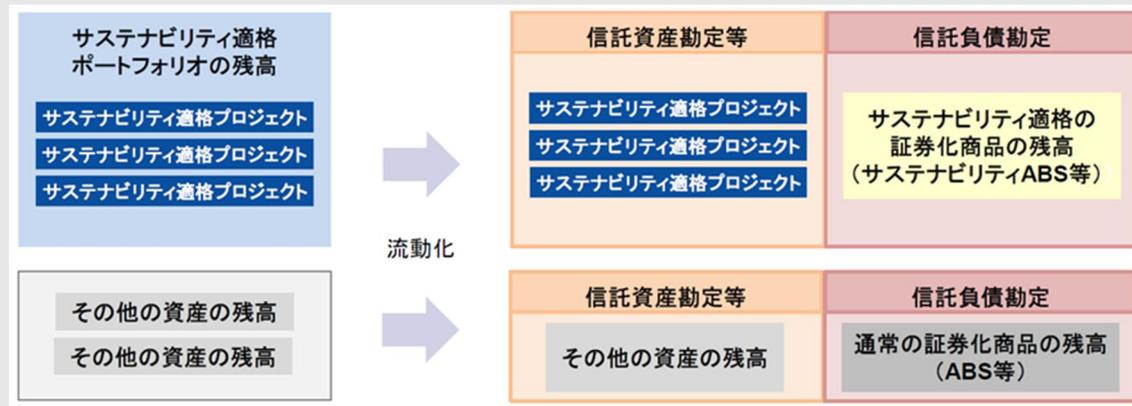
■ ソーシャル適格クライテリア

事業区分	適格クライテリア	適格カテゴリー
F) 福祉関連投融資	<ul style="list-style-type: none"> 有料老人ホーム / サービス付き高齢者向け住宅 / 認知症高齢者グループホーム / 介護老人保健施設 / デイサービス施設 / その他高齢者向け住宅・施設 障がい者向けグループホーム / <u>児童福祉法で定める児童福祉施設（児童厚生施設を除く） / 放課後児童健全育</u> 	必要不可欠なサービスへのアクセス <u>社会経済的向上とエンパワーメント</u>

成事業を行う施設

※事業区分 A) ~F)は、いずれも改修や維持費用への投融資を含みます。

2) サステナビリティ適格プロジェクトを裏付け資産とする証券化商品



サステナビリティ適格プロジェクトの投融資の一部または全てを流動化し、証券化商品とする場合があります。裏付け資産がサステナビリティ適格プロジェクトで構成される証券化商品はサステナビリティ適格の証券化商品として発行することができます。なお、裏付け資産がサステナビリティ適格プロジェクトのうちグリーン適格クライテリアを満たすプロジェクトのみで構成される場合はグリーン適格の証券化商品、ソーシャル適格クライテリアを満たすプロジェクトのみで構成される場合はソーシャル適格の証券化商品として発行することがあります。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

オリックス銀行は、本フレームワークのグリーン適格クライテリアに建物の環境認証である ZEH+、Nearly ZEH+、CASBEE 自治体版、ソーシャル適格クライテリアに児童福祉法で定める児童福祉施設（児童厚生施設を除く）および放課後児童健全事業を行う施設を追加した。

本フレームワークにおいて、今回追加された適格クライテリアの評価は以下の通りである。

<グリーン適格クライテリア>

本フレームワークにおいて、今回追加された ZEH+、Nearly ZEH+、CASBEE 自治体版の概要を以下に示す。

ZEH+ ・ Nearly ZEH+

ZEH は、「Net Zero Energy House」の略であり、年間のエネルギー消費量から年間につくり出したエネルギー量を引いた収支がゼロ以下になる住宅である。ZEH として認証されるには、①建設予定地の地域区分に応じた強化外皮基準 UA 値 0.4~0.6 以下、②基準一次エネルギー消費量を 20%以上削減、③再生可能エネルギーの導入、④再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 100%以上の一次エネルギー消費量削減が求められる。

Nearly ZEH は、「ZEH」を見据えた先進住宅として、外皮の高熱化および効率的な省エネルギー設

備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけた住宅である。具体的には、狭い都市部や日射量が少ない地域に立地している場合など、十分な再生可能エネルギーの導入ができない住宅向けの認証である。Nearly ZEHとして認証されるには、①建設予定地の地域区分に応じた強化外皮基準 UA 値 0.4~0.6 以下②基準一次エネルギー消費量を 20%以上削減、③再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から 75%以上 100%未満の一次エネルギー消費量削減が求められる。

今般、オリックス銀行が適格クライテリアとして追加する ZEH+、Nearly ZEH+は、ZEH、Nearly ZEH より優れた住宅を認証する制度である。各認定要件をすべて満たしたうえで、一次エネルギー消費量を 30%以上削減することに加えて、外皮性能の更なる強化（地域区分により UA 値 0.28~0.46 以下）を必須要件とし、①HEMS の導入、②再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置のうち 1 つ以上を満たす必要がある。ZEH+、Nearly ZEH+は、現在適格クライテリアに含まれている ZEH、Nearly ZEH の上位の認証であり、より省エネ性能を有するものであるため、資金使途として適切であると JCR は評価している。

CASBEE（建築環境総合性能評価システム）自治体版

CASBEE とは、建築環境総合性能評価システムの英語名称（Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）の頭文字をとったものであり、建築物の環境性能を評価し格付けする手法である。2001 年 4 月に国土交通省住宅局の支援のもと、産官学共同プロジェクトとして建築物の総合的環境評価研究委員会が設立され、以降継続的に開発とメンテナンスが行われている。評価ツールには、CASBEE-建築、CASBEE-街区のほか、不動産マーケット向けに環境性能を分かりやすく示すことを目的に開発された CASBEE-不動産等がある。

CASBEE 自治体版は、自治体の条例ごとに決められている届け出である。CASBEE の評価方法とは変わりはないが、自治体ごとの政策等を勘案した評価項目の重み付け等がなされており、より地域の実態に即したものとなっている。

CASBEE 自治体版は、CASBEE の評価手法に則った運用が行われている。オリックス銀行が適格クライテリアとして定めた B+以上の建物は、BEE が 1.0 以上であり、環境負荷に対して環境品質が明確に勝る物件であることから、環境改善効果があると JCR は評価している。

<ソーシャル適格クライテリア>

オリックス銀行が本フレームワークに今回追加したのは、児童福祉法で定める児童福祉施設（児童厚生施設を除く）および放課後児童健全育成事業を行う施設である。児童福祉法は、すべての児童が適切に養育され、愛され、保護される権利を保障する法律である。児童福祉法第 11 条および第 36 条から第 44 条では、13 の児童福祉施設について定められており、オリックス銀行は児童福祉法第 40 条に定められている「児童厚生施設」を除いた施設と放課後児童健全育成事業を行う施設を新たに適格クライテリアに追加する。

施設名	主な支援内容	ICM事業区分	対象者
助産施設	助産	社会経済的向上とエンパワーメント	妊産婦
乳児院	乳児の養育、援助	必要不可欠なサービスへのアクセス	子育て世代の親
母子生活支援施設	保護、自立支援	社会経済的向上とエンパワーメント	女性のひとり親
保育所	一時預かり	社会経済的向上とエンパワーメント	子育て世代の親
幼保連携型認定こども園	一時預かり	社会経済的向上とエンパワーメント	子育て世代の親
児童養護施設	保護、養育、自立支援	必要不可欠なサービスへのアクセス	子ども
障害児入所施設	保護、自立支援	必要不可欠なサービスへのアクセス	子ども
児童発達支援センター	自立支援	必要不可欠なサービスへのアクセス	子ども
児童心理治療施設	保護、自立支援	必要不可欠なサービスへのアクセス	子ども
児童自立支援施設	保護、自立支援、更生支援	必要不可欠なサービスへのアクセス	子ども
児童家庭支援センター	援助	必要不可欠なサービスへのアクセス	子育て世代の親
里親支援センター	里親の支援	社会経済的向上とエンパワーメント	子ども
放課後児童健全育成事業（放課後クラブ）	一時預かり	社会経済的向上とエンパワーメント	子育て世代の親

図 1：児童福祉施設一覧

資金使途の評価については、社会的便益を享受する対象者ごとに、以下の通り実施した。

資金使途 1：妊婦、子育てをする親を対象とする施設

資金使途 1 は、妊婦、子育てをする親を対象とする施設である。対象施設は、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童家庭支援センター、放課後児童健全育成事業を行う施設である。本資金使途は、「ソーシャルポンド原則」における妊婦、子育てをする親を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」、「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当する。

資金使途 1 は、妊婦、子育てをする親を対象とする施設である。日本は少子化の進展が顕著であるが、出産・養育費用の高騰や、仕事と子育てを両立できる環境整備が不十分であることが要因の一部とされている。

日本の正常分娩の平均出産費用は、物価や医師、スタッフの件数高騰により増加傾向にあり、令和 6 年度の全施設の出産費用は約 54 万円と平成 24 年度比で 24% 増加している⁸。生活保護受給世帯など、経済的に困窮する妊婦が安心、安全に出産するためには、助産施設が重要な役割を担っている。産後においても、経済的な理由や病気などを理由に子育てができなくなるケースもあり、保護者に代わって養育を行う施設として、乳児院が全国に 145 か所設置されている。また、母子生活支援施設や児童家庭支援センターが子どもの養育に悩む親に対して、子育てに関する助言やサポートを提供している。

⁸ 厚生労働省「出産費用の状況について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001336297.pdf>

日本は、共働き世帯が増加傾向にあり、2024年の共働き世帯数は1,300万世帯と、2015年比で約18%増加している。共働き世帯が子育てをするためには、保育所や放課後児童クラブなどの利用が必要不可欠である。

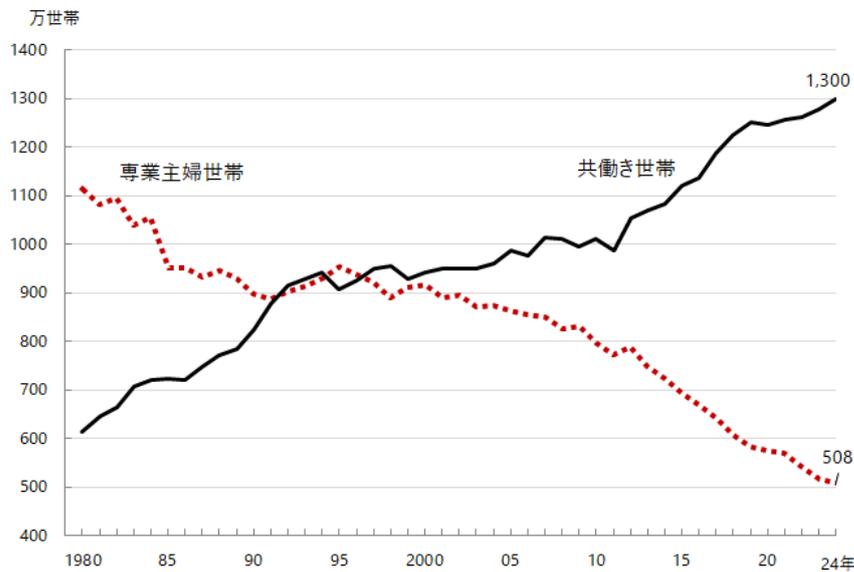


図2：専業主婦世帯と共働き世帯 1980年～2024年⁹

保育所等の待機児童数は2025年4月1日時点で、2,254人（前年比313人減少）と減少傾向¹⁰にある。一方、放課後児童クラブの2025年5月1日時点の登録児童数は約157万人（前年比48,636人増加）と増加¹¹しており、共働き世帯が仕事と子育てを両立するためには、子どもを預ける保育所や放課後児童クラブの整備が課題となっている。

日本政府は妊婦、子育て世代の支援を拡充し、子どもが安心して出産でき、子育てがしやすい環境を整備することで少子化の解決を目指している。2023年12月には「こども未来戦略¹²」を策定し、全ての子育て世帯に対して、ライフステージに沿った切れ目のない支援を行っていく方針である。具体的な施策の一例として、令和7年度予算案で以下の事業を実施している。

1. 児童家庭支援センター運営等事業

親や子どもに対して、迅速かつ的確な支援を実施するため、児童家庭支援センターに心理職員や地域連携担当職員を配置した場合に、国や自治体が運営事業者に補助金を支給する。

⁹ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「図12 専業主婦と共働き世帯」
<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0212.html>

¹⁰ こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ（令和7年4月1日）」
<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/torimatome/r7/>

¹¹ こども家庭庁「令和7年度 放課後児童クラブの実施状況（速報値）」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/69799c33-85cb-44f6-8c70-08ed3a292ab5/54c26b56/20250729_policies_kosodateshien_houkago-jidou_66.pdf

¹² こども家庭庁「こども未来戦略」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fb115de8-988b-40d4-8f67-b82321a39daf/b6cc7c9e/20231222_resources_kodomo-mirai_02.pdf

2. 乳児院等多機能化推進事業

乳児院等において、育児機能の充実、医療的ケアが必要な児童や障がいをもつ子どもの円滑な受入の促進を図るため、国や自治体が事業の実施に要する費用の補助を行う。

これらの施策により、産前産後の妊婦の心身・医療ケアの提供や子育て世代の親の相談・助言を強化していく方針である。また、放課後児童健全育成事業では、放課後クラブへの民間新規参入の支援、人材確保等の実施を通じて、放課後児童クラブの受入体制の拡大を図っている。

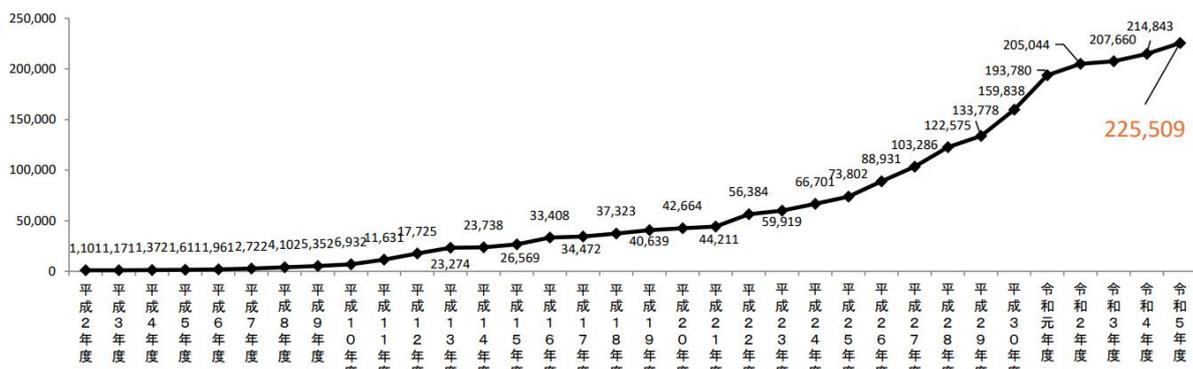
オリックス銀行では、「持続的な経済・社会の創造」を重要課題に設定している。妊産婦、子育て世代の親を支援する施設に対する投融資を通じて、妊産婦への安心、安全な出産機会の提供や、親の仕事と子育ての両立を支援することで社会課題の解決を目指している。

以上より、本フレームワークに定める資金使途は、妊婦、子育てをする親を対象として、「必要不可欠なサービスへのアクセス」、「社会経済的向上とエンパワーメント」を提供するプロジェクトであり、社会的便益を有しているため、資金使途として適切であると JCR は評価している。

資金使途 2：子どもを対象とする施設

資金使途 2 は、子どもを対象とする施設である。対象施設は、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センターである。本資金使途は、「ソーシャルボンド原則」における子どもを対象とした「必要不可欠なサービス」に該当する。

資金使途 2 は、子どもを対象とする施設である。2024 年 2 月に公表された子ども家庭庁の「児童養護施設入所児童等調査の概要¹³」によると、資金使途 2 に定める児童福祉施設（障害児入所施設を除く）の入居者数は 2023 年 2 月時点で 25,512 名である。入所理由の 50% 超は親からの虐待であり、2023 年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は 225,509 件で過去最高を更新した。



(注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

図3：児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移¹⁴

本項で対象とする施設は、子どもを親の虐待から保護することや、すべての子どもに健やかな成長の機会を提供することを目的としている。特に幼少期や思春期は、将来の人間関係や社会とのつなが

¹³ こども家庭庁「児童養護施設入所児童等調査の概要（令和5年2月1日現在）」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/0f40dd16-8b14-4fe4-b3cd-6815fad26135/40120fc2/20250428policies-shakaiteki-yougo-reserch-Children_in_foster_care-14.pdf

¹⁴ こども家庭庁「令和5年度 児童相談所における児童虐待相談対応件」
<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0212.html>

りを形成するうえで重要な時期であり、児童福祉施設は子どもが社会的に自立するうえで重要な役割を担っている。

日本政府は「新しい社会的養育ビジョン¹⁵」において、子どもの愛着形成や自立支援の観点から、家庭に近い環境で養育できるよう児童福祉施設の小規模化・地域分散化を図る方針である。具体的には、従来の大規模施設から少人数（原則 4~6 人）単位の生活グループへ移行し、施設を地域の住宅地などに分散配置していく。また、2024 年の児童福祉法改正で里親支援センターの設置を定め、里親の支援や里親になろうとする者の研修を実施し、里親の増加を図る方針である。これにより、家庭環境に近い養育の提供と子どもと地域社会がつながることを目指している。

オリックス銀行では、「持続的な経済・社会の創造」を重要課題に設定している。児童福祉施設への投融資は、国連の「子どもの権利条約」に基づく課題解決につながる取組であり、すべての子どもが健やかに成長できる社会の創造を目指している。

以上より、本フレームワークに定める資金使途は、子どもを対象として、「必要不可欠なサービスへのアクセス」を提供するプロジェクトであり、社会的便益を有しているため、資金使途として適切であると JCR は評価している。

¹⁵ 厚生労働省 「新しい社会的養育ビジョン」
<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11905000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Kateifukushika/0000173865.pdf>

2. 資金使途の選定基準とプロセス

資金使途にかかる本フレームワーク

1. プロジェクトの評価及び選定プロセス

営業部門が対象案件の一時評価・選定を行い、経営企画部サステナビリティ推進チームが2.1「サステナビリティ適格クライテリア」を満たしているかどうかを評価し、対象案件をサステナビリティ適格プロジェクトとして確認します。

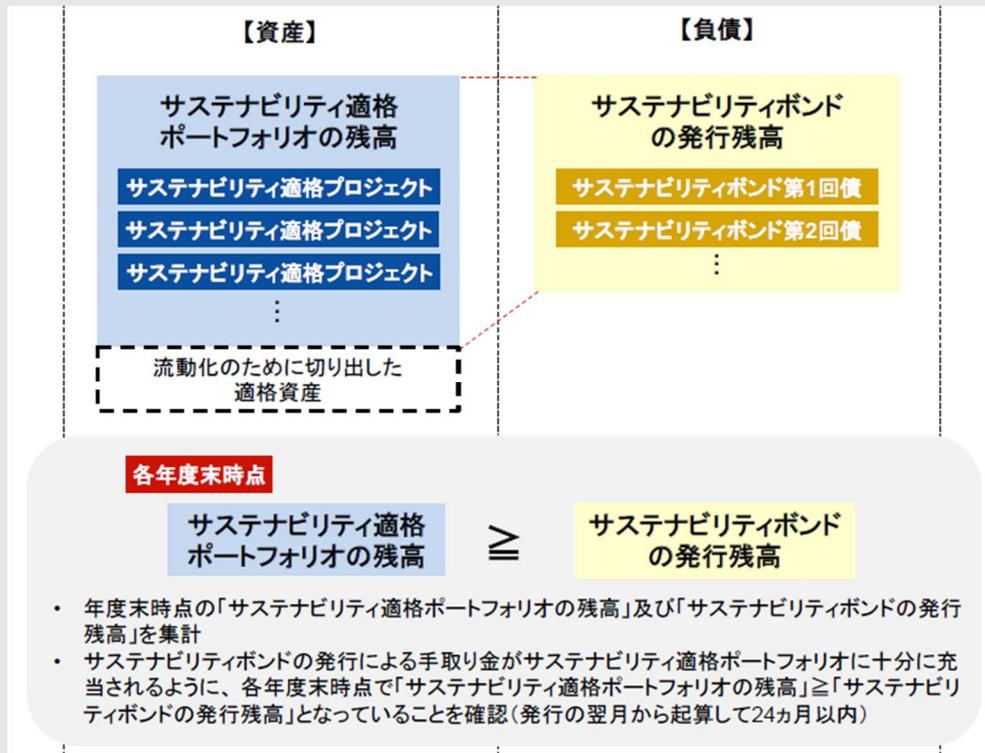
サステナビリティ適格プロジェクトは、客観的で透明性のある基準を用いて選定されています。2.1「サステナビリティ適格クライテリア」は、投資家や市場が求める要件や、専門家の見解等との整合性を確保するために、定期的に見直されます。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金使途の選定基準及びそのプロセスについて適切と評価している。今次レビューにあたり、JCR ではオリックス銀行に確認を行い、前回評価からの変化はないことを確認した。

3. 調達資金の管理

資金用途にかかる本フレームワーク



用語	定義
サステナビリティ適格ポートフォリオの残高	サステナビリティボンドによる調達資金を充当するサステナビリティ適格プロジェクトへの投融資の残高
サステナビリティボンドの発行残高	当社が発行した残存する全てのサステナビリティボンドの発行残高

- 調達資金は経営企画部サステナビリティ推進チームが社内システムを使用してサステナビリティ適格ポートフォリオへの資金の充当状況をモニタリング及び追跡管理します。
各年度決算時点のサステナビリティボンド発行総額が各年度末時点の適格ポートフォリオの残高を上回らないことを確認し、調達資金が適格ポートフォリオに十分に充当されるようにしています。なお、発行の翌月から起算して24ヵ月以内にはサステナビリティ適格ポートフォリオの残高がサステナビリティボンドの発行残高を上回る見込みです。但し、発行の翌月から起算して24ヵ月以内にサステナビリティ適格ポートフォリオ残高がサステナビリティボンド発行残高を上回らなかった場合は、その旨を開示する予定です。
- サステナビリティ適格ポートフォリオの残高管理について、
 - 残高はキャッシュベース（年度末時点）で管理します。会計上もキャッシュベースで投融資残高を把握しており、会計上の金額との整合性もとれております。

- 流動化した資産はサステナビリティ適格ポートフォリオの残高から除外します（但し、劣後受益権等、流動化した証券化商品の一部を当社が保有する場合はサステナビリティ適格ポートフォリオの残高に計上します）。
- 出資スキームではさまざまな立場からプロジェクトに参画する可能性があります。いずれの場合も融資額・出資額をサステナビリティ適格ポートフォリオの残高に計上します。
- 万一、サステナビリティボンドの発行残高がサステナビリティ適格ポートフォリオの残高を上回る場合には、超過分の資金は、現金及び現金同等物にて運用します。
- サステナビリティボンドの発行残高が存在する間にサステナビリティ適格ポートフォリオの売却等により生じた未充当資金は、サステナビリティ適格ポートフォリオに再充当するまで、現金および現金同等物にて運用します。なお、再充当に際してはサステナビリティ適格クライテリアを満たすようにします。
- サステナビリティ/グリーン/ソーシャル適格の証券化商品の発行代わり金の管理について、
 - サステナビリティ/グリーン/ソーシャル適格の証券化商品の発行代わり金は、裏付け資産となるサステナビリティ適格プロジェクトに充当されます。裏付け資産の残高は、債務者からの元金の返済により減少しますが、これに伴い証券化商品の元本も償還され減少することを信託契約書等により確認が可能です。
 - サステナビリティ適格プロジェクトを裏付け資産とする証券化商品であるため、本証券化商品の発行代わり金の追跡管理は不要です。
 - 投資家に譲渡されるまでの取引は、社内規定・諸契約書に沿って業務が行われている限り、統制は確保されていると考えられます。

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金管理の妥当性及び透明性について適切と評価している。今次レビューにあたり、JCR ではオリックス銀行に確認を行い、前回評価からの変化はないことを確認した。

4. レポーティング

オリックス銀行では、本フレームワークにおいて、レポーティングを以下の通り定めている。

資金使途にかかる本フレームワーク

サステナビリティボンド発行から償還までの期間、手取り金の充当状況及び各サステナビリティ適格プロジェクトがもたらす環境・社会へのインパクトは、当社ウェブサイト上にて、年次で開示することを予定しています。なお、レポーティング実施時期については、2023年3月末基準の年度決算公表時より開始する予定です。以降は年度決算毎にレポーティングを実施することを予定しております。

1) 資金充当状況に関するレポーティング

サステナビリティボンド発行により調達された資金が本フレームワークに則ってサステナビリティ適格ポートフォリオに全額充当され、サステナビリティボンドの発行残高がサステナビリティ適格ポートフォリオの残高を超過していないことを当社のウェブサイトにおいて開示します。

サステナビリティボンドの発行残高が存在する限り、サステナビリティ適格ポートフォリオの残高、サステナビリティボンドの発行残高及び充当額等の以下の項目を当社のウェブサイト上にて、年次で開示することを予定しています。

- 6つの事業区分別の当初投融資額合計 (①)
- サステナビリティ適格ポートフォリオの期中減少額合計 (②：流動化した資産の金額と通常の返済額の合計額)
- サステナビリティ適格ポートフォリオの6つの事業区分別の残高 (①-②：年度末における適格ポートフォリオ残高)
- サステナビリティボンドの発行残高
- サステナビリティボンドの充当額

2) インパクト・レポーティング

各サステナビリティ適格クライテリアを満たすプロジェクトがもたらす環境・社会へのインパクトとして表2のインパクト・レポーティングを予定しています。これらの指標は、当社のウェブサイトにて年次で開示する予定です。

また、サステナビリティ/グリーン/ソーシャル適格の証券化商品の資金使途対象となる各サステナビリティ適格プロジェクトによる環境・社会へのインパクトとして表2のインパクト・レポーティングも予定しています。これらの指標は、当社のウェブサイトにて年次で開示する予定です。

表2：インパクト・レポート一覧

<グリーン適格クライテリアを満たすプロジェクト>

事業区分	アウトプット (プロジェクトの進捗・結果)	アウトカム (プロジェクト実行に伴う効果)
A) 省エネ性能の高い住宅系建築物やグリーンビルディング認証を取得済みまたは取得予定の住宅系建築物の建設・新規取得等への投融資（含む投資用不動産ローン）	<ul style="list-style-type: none"> 投融資件数 投融資金額 	<ul style="list-style-type: none"> 取得認証種類 取得認証水準 対象件数
B) 太陽光・水力・バイオマス・風力を含む再生可能エネルギー事業への投融資	<ul style="list-style-type: none"> 投融資件数 投融資金額 	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ設備の発電容量 CO₂削減量（理論値）*1
C) サーキュラーエコノミーに資する分野の企業やプロジェクトへの投融資	<ul style="list-style-type: none"> 投融資件数 投融資金額 	<ul style="list-style-type: none"> リサイクル処理量
D) 脱炭素のための設備・構造改革関連投融資	<ul style="list-style-type: none"> 投融資件数 投融資金額 	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ機器・設備のCO₂削減量*2
E) 環境負荷低減に配慮した非住宅系建築（物流施設・倉庫・オフィス・ホテル等）の建設・新規取得等への投融資	<ul style="list-style-type: none"> 投融資件数 投融資金額 	<ul style="list-style-type: none"> 取得認証種類 取得認証水準 対象件数

<ソーシャル適格クライテリアを満たすプロジェクト>

事業区分	アウトプット (プロジェクトの進捗・結果)	アウトカム (プロジェクト実行に伴う効果)
F) 福祉関連投融資	<ul style="list-style-type: none"> 投融資件数 投融資金額 	<ul style="list-style-type: none"> 対象施設の種別・規模 (居室数、定員数)

*1：B) 太陽光・水力・バイオマス・風力を含む再生可能エネルギー事業の CO₂ 削減量（理論値）の算出式

- （年間発電量のデータが取得可能な場合）年間発電量×二酸化炭素排出係数
- （年間発電量のデータが取得不可能な場合）発電容量×24 時間×365 日×平均稼働率×二酸化炭素排出係数
 - 年間発電量：前年度の発電量（1 年に満たない期間の発電量となる場合は発電容量等を用いて算出）
 - 二酸化炭素排出係数：電気事業者別排出係数（出所：環境省）
 - 平均稼働率：発電コスト検証ワーキンググループ「基本政策分科会に対する発電コスト検証に関する報告」の「設備利用率」を参照

*2：省エネルギー機器・設備の CO₂ 削減量

機器・設備のパフレットに記載されている CO₂ 削減量を参照

【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金の充当状況及び環境改善効果・社会的便益に係るレポートについて適切と評価している。本フレームワークにおいて、資金使途を追加したものの、レポートの変更はない。

オリックス銀行では、ウェブサイト上に「サステナビリティファイナンス」に関するページを設けて資金充当状況及びインパクト・レポートの開示を行っており、本フレームワークに定める開示が適切に行われていることを JCR では確認している。

5. 組織のサステナビリティへの取り組み

オリックス銀行の親会社であるオリックスは、創業時より「事業活動を通じて新しい価値を提供し、社会に貢献すること」を基本として事業を推進している。オリックスグループは、2019年9月にサステナビリティポリシー及びサステナブル投融資ポリシーを策定し、事業活動及び投融資においてオリックスグループがサステナビリティに対して貢献していくための方針を示している。太陽光を中心とする再生可能エネルギー事業や不動産事業など多岐にわたる事業を通じて、自然環境への配慮や社会的課題への解決を目指している。オリックス銀行は、オリックスグループの一社として、オリックスグループと足並みを揃えつつ金融機関として目指すべきことをサステナビリティ方針として開示している。

オリックス銀行のサステナビリティ方針では、事業を通じて社会課題の解決を図ることで、持続可能な社会の構築及びオリックス銀行としての持続可能な成長の両立を実現すべく、オリックス銀行が取り組むべき重要課題（マテリアリティ）が特定されている。

重要課題（マテリアリティ）			関連するSDGs	重要課題（マテリアリティ）			関連するSDGs
I	持続可能な経済・社会の創造	高齢化社会対策		III	自然共生社会の実現	気候変動対策	
		地域活性化				循環型社会の形成	
		スマートでレジリエントな社会の実現					
II	安心・安全な住まいと暮らし	住み続けられるまちづくり		IV	誰もがのびのびと働ける職場づくり	ダイバーシティとインクルージョン	
		都市問題の解消				人材育成と自己実現	

図4：オリックス銀行 マテリアリティ¹⁶

本フレームワークに定める適格な投融資対象は、上記マテリアリティのうち、「持続可能な経済・社会の創造」、「安心・安全な住まいと暮らし」、「自然共生社会の実現」に資する事業である。

オリックス銀行では、経営企画部サステナビリティ推進チームが設置され、サステナビリティにかかる専門的知見を有する部署として、方針の策定や施策の企画立案、サステナビリティにかかる社内外への発信を行っている。サステナビリティ推進チームの設立に際しては、外部の専門家による勉強会を通じて情報を収集しており、外部の知見も活用した上で、客観性を以て体制整備が進められた。

以上より、JCRでは、オリックス銀行が引き続きサステナビリティを経営の優先課題ととらえ、業務を通じた各種取り組みを通じて環境問題及び社会問題の課題解決に取り組んでいるものと評価している。

¹⁶ 出典：オリックス銀行 サステナビリティファイナンス・フレームワーク

レビュー結果(結論)

SU 1(F)

本フレームワークについて、JCR サステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価(資金使途)」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCR サステナビリティボンド・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンドガイドライン」、「グリーンボンドガイドライン」及び「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性・ ソーシャル性 評価	gs1(F)	SU 1(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs2(F)	SU 2(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs3(F)	SU 3(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外
	gs4(F)	SU 4(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外
	gs5(F)	SU 5(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・國府田 育伸

本評価に関する重要な説明

1. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価又はソーシャルファイナンス評価等を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境又は社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果・社会的便益について責任を負うものではありません。サステナビリティファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果・社会的便益について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクト及び/又はソーシャルプロジェクトに該当する場合に限り、サステナビリティエクイティについても評価対象に含むことがあります。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR サステナビリティファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかるとの関係

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生の損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR サステナビリティファイナンス評価は、評価の対象であるサステナビリティファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR サステナビリティファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR サステナビリティファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR サステナビリティファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR サステナビリティファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等することは禁じられています。

■用語解説

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価：サステナビリティファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、SU 1(F)、SU 2(F)、SU 3(F)、SU 4(F)、SU 5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会が定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル